

【別紙】

一般社団法人 日本ボクシング連盟 令和2年度 第7回理事会別添資料  
2020.10.31 (土) 19:00～ 22:10

1 議事の経過の要領及び議案審議の結果

1) 報告事項

1. 公益法人化プロジェクトの今後の予定  
質疑なし

2. 令和2年度選抜大会について (資料2)

吉沼理事：行政に対するアプローチは進められているのか。なるべく早く。

仲間専務理事：現状としては開催が決定したという事である。

中村理事：高体連の篠原委員長と原事務局長が12月に徳島に行くことになっている。

3. 国内競技団体専務理事会議の報告 (資料3)

質疑なし

4. 12月12-13日で開催されるAIBA総会に関して (資料なし)

質疑なし

仲間専務理事：

5. 令和3年度全日本選手権について (資料5)

仲間専務理事：

吉沼理事：女子のシニアもあることも記入して欲しい。リングは国体のために買っている。

仲間専務理事：プレ大会として全日本選手権ができないので予算を確定したい。

都連ときちんとした協議がしたいので是非とも会議に参加してもらいたい。

仲間専務理事：小山田さん、大学 (拓大) などから公式リングを借りることは可能でしょうか。

小山田理事：大学に交渉してみないと何とも言えない。

仲間専務理事：そういう話になった時は小山田さんにも相談させて下さい。

6. ガバナンスコード適合性審査提出書類について (資料6)

質疑なし

7. その他

特になし

2) 決議事項

8. 定款ならびに役員選任規則など各種規則の案について (資料8)

【定款 新旧対照表】

変更前	変更後	説明
第26条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 20名以上40名以内 (以下略)	第26条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 15名以上24名以内 (以下略)	ガバナンスコード原則2の (2)【理事会を 適正な規模とし、実効性の確保を図ること】に適合させる観点も加味し、理事数上限を削減。 ※併せて、関連する役員選任規則の条文も改正。
(構成) 第13条 この法人は、次の会議をもって運営する。 (1) 総会 (2) 理事会 (3) <u>業務執行理事会</u>	第13条 この法人は、次の会議をもって運営する。 (1) 総会 (2) 理事会 ( <u>削除</u> )	・理事数が減少することにより業務執行理事会の存在意義が薄まるため、業務執行理事会を廃止する。業務執行理事会に関する 部分を削除する。
(構成) 第34条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。 3 <u>業務執行理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。</u>	(構成) 第34条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。 ( <u>削除</u> ) 3 議長選任については第18条を準用	・業務執行理事会に関する部分を削除する。

4 議長選任については第18条を準用する。	する。	
(権限) 第35条 (略) 2 (略) 3 <u>業務執行理事会は、業務執行のため、迅速に協議執行しなければならない事項で、法令及びこの法人の定款、規則等において総会及び理事会の権限と定めるもの以外の事項について協議し、決議することができる。業務執行理事会において協議及び決議した事項については後日理事会に報告しなければならない。</u>	2 (略) <u>(削除)</u>	・業務執行理事会に関する部分を削除する。
(招集) 第36条 <u>理事会及び業務執行理事会は、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、事前に会長が指名した理事が理事会を招集する。</u> 2 (略) 3 (略)	(招集) 第36条 理事会は、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、事前に会長が指名した理事が理事会を招集する。 2 (略) 3 (略)	・業務執行理事会に関する部分を削除する。
(決議) 第37条 <u>理事会及び業務執行理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>	(決議) 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	・業務執行理事会に関する部分を削除する。
(議事録) 第38条 <u>理事会及び業務執行理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。</u> 2 (略)	(議事録) 第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。 2 (略)	・業務執行理事会に関する部分を削除する。
(理事会規則) 第40条 <u>理事会及び業務執行理事会に関する事項は、法令又はこの定款のほか理事会において定める理事会規則による。</u>	(理事会規則) 第40条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、理事会において定める理事会規則による。	・業務執行理事会に関する部分を削除する。
(法人の構成員) 第6条 この法人に次の会員を置く。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、この法人の理事及び加盟団体を代表する者 <u>(この法人の理事である者を除く)</u> (2) 普通会員 この法人の目的に賛同し事業に協力する個人 (3) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体 (4) 名誉会員 この法人に特に功勞のあった者で、総会の決議によって推薦された者 2 (略)	(法人の構成員) 第6条 この法人に次の会員を置く。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、加盟団体を代表する者 (2) 普通会員 この法人の目的に賛同し事業に協力する個人 (3) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体 (4) 名誉会員 この法人に特に功勞のあった者で、総会の決議によって推薦された者 2 (略)	・理事は総会での議決権を有しない(理事は自動的に正会員にはならない)変更をする。詳細は「会員及び会費に関する規程」で定める。 ・理事として正会員になることがなくなるため(1人が2票もつことがなくなるため)、 (1) 末尾のかがき 「(この法人の理事である者を除く)」も削除する。 ※併せて、会員及び会費に関する規程も改正 ※総会は地方組織代表者(=正会員)で構成さるべきなので、地方組織等との間の権限関係の明確化を要請しているガバナンスコード原則13(1)への適合も図っている。
(役員の設置) 第26条 (略) 2 理事のうち、1名を会長、若干名を副会長、1名を専務理事、 <u>8名以内を常務理事とする。</u>	(役員の設置) 第26条 (略) 2 理事のうち、1名を会長、若干名を副会長、1名を専務理事とする。 3 前項の会長をもって一般法人法上の	・常務理事を廃止するため、常務理事に関する部分を削除する。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。	代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。	
(役員の選任) 第27条 (略) 2 会長、副会長、 <u>専務理事及び常務理事</u> は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 3 (略) 4 (略) 5 (略)	(役員の選任) 第27条 (略) 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 3 (略) 4 (略) 5 (略)	・常務理事に関する部分を削除する。
(理事の職務及び権限) 第28条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 <u>常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。</u> 6 会長、副会長、 <u>専務理事及び常務理事</u> は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	(理事の職務及び権限) 第28条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) (削除) 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	・常務理事に関する部分を削除する。
(権限) 第35条 理事会は、次の職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長、 <u>専務理事及び常務理事</u> の選定及び解職 (以下略)	(権限) 第35条 理事会は、次の職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長 <u>及び専務理事</u> の選定及び解職 (以下略)	・常務理事に関する部分を削除する。

【会員及び会費に関する規程 新旧対照表】

変更前	変更後	説明
(正会員) 第2条 正会員は、 <u>次の号に該当する者をいう。</u> (1) <u>本連盟の理事</u> (2) <u>加盟団体を代表する者として、当該加盟 団体から本連盟に届出をされた者</u>	(正会員) 第2条 正会員は、 <u>加盟団体を代表する者として、当該加盟団体から本連盟に届出をされた者をいう。</u>	・理事は総会での議決権を有しない変更をする。 ※総会は地方組織代表者(=正会員)で構成 されるべきなので、地方組織等との間の権限関係の明確化を要請しているガバナンスコード原則13(1)への適合も図っている。
(会費) 第7条 (略) 2 この法人の加盟団体の加盟金及び維持金は次のとおりとする。 加盟金 10,000円(初年度のみ) 維持金 50,000円(毎年度)	(会費) 第7条 (略) 2 この法人の加盟団体の加盟金及び維持金は次のとおりとする。 加盟金 10,000円(初年度のみ) 維持金 <u>70,000円(毎年度)</u>	・加盟団体の維持金について現状にあわせて金額を修正する。

【役員選任規則 新旧対照表】

変更前	変更後	説明
<タイトル> 役員選任規則	<タイトル> 役員を選任、定年及び任期に関する規則	・定年、任期に関する定めを追加するためタイトルにその旨を明示する。
(目的) 第1条 一般社団法人日本ボクシング連盟	(目的) 第1条 一般社団法人日本ボクシング連盟	・定年、任期に関する定めを追加するため 第1条

<p>(以下「本連盟」という。)の役員(理事及び監事)の選任に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(以下「本連盟」という。)の役員(理事及び監事)の選任、<u>定年及び任期</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(目的)にその旨を追加する。</p>
<p>(候補者の推薦) 第2条 理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、総会に推薦するものとする。 (1) 理事会が推薦する者 <u>30名以内</u> (2) 加盟都道府県ブロック連盟が互選により推薦する者 <u>9名以内</u> (3) 学識経験者 <u>5名以内</u></p>	<p>(候補者の推薦) 第2条 理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、総会に推薦するものとする。 (1) 理事会が推薦する者 <u>22名以内</u> (2) ブロック協議委員会が互選により推薦する者 <u>2名以内</u> (3) 学識経験者 <u>7名以内</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款上の理事定員数の変更に関連して推薦者数を変更する。定款上の理事定員の上 限を 16 名 (40 名 ⇒24 名) 減少させることに 対 応 して (1) を 8 名 減 少、(2) を 7 名 減 少 さ せる 変 更 を す る。</li> <li>・加盟都道府県ブロック連盟がブロック協議委員会に名称変更されたことを反映する。</li> <li>・ガバナンスコード原則 2 (1) 【部理事 25%以上】にも合致するよう、(3)学識経験者を 2 名増加。</li> </ul>
<p>第3章 役員定年制 (定年制) 第4条 理事及び監事は、選任時において、その年齢が <u>75歳</u> (以下「制限年齢」という。) 未満でなければならない。ただし、第2条第3号に掲げる者が理事となる場合については定年制を適用しないことができる。</p>	<p>第3章 役員定年制<u>及び任期の制限</u> (定年制) 第4条 理事及び監事は、選任時においてその年齢が <u>65歳</u>未満でなければならない。 2 任期中に満65歳を迎えた理事及び監事の任期は、当該任期の満了するときまでとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての理事及び監事の定年を65歳に引き下げる変更をする。</li> </ul>
<p>第5条 第3条第1号及び第2号により理事会及び加盟都道府県ブロック連盟が推薦した理事候補者が制限年齢を超えているときは、その者は、総会における理事選任にあたって、理事候補者となる資格を有しない。</p>	<p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4条と内容が重なるため当該条項を削除する。</li> </ul>
<p>(新設)</p>	<p>(任期の制限) 第5条 理事及び監事の連続しての任期は8年までとする。 2 任期中に連続しての任期が8年を超えた理事及び監事の任期は、当該任期の満了するときまでとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての理事及び監事の連続しての任期を8年とする任期の制限を設ける。</li> </ul>

吉沼理事：ガバナンスコードでは任期は10年ではないか。

連続して8年までということは1回休むとまたできるという解釈でよいのか。

仲間専務理事：ガバナンスコードより短いことには問題はない。人材が不足した状態であれば、再任も必要となるので通算8年までということではない。

吉沼理事：フェンシングでは高体連などが正会員に入っていなかったか。

外部理事は普通会员でよいのか。

豊田事務局長：フェンシングでは都道府県と高体連・日学連の計49が正会員であった。

理事は20名で外部理事（弁護士や会社経営者）が入って改革を進めた。

登録は経験者等の関係者は一般登録、その他はファン登録などで義務はなかった。

理事は全員が登録をしていた。

仲間専務理事：理事会で推薦された外部有識者や学識経験者が正会員になっている団体もある。

安川理事：学識経験者は誰が指名するとか選任するとかの規定は必要ないのか。

仲間専務理事：学識経験者の定義自体が曖昧なのでこのままで進めたい。

吉沼理事：役員選考委員会の設置も含めて将来的に検討してはどうか。

仲間専務理事：将来的は検討したい。

富岡副委員長：ガバナンスコードでは役員候補者選考委員の設置も求められている。

岩井監事：役員選任規則2条の3号だけが選出主体が定められていない。

柱書の、…総会に推薦するものとする。の後に、「なお学識経験者は7名以内とする。」とし3号を削除するとわかりやすいのでは。

仲間専務理事：1号と3号の属性が重なっていてわかりにくくなっているの、内容を大きく変えることではないのでこのまま決議をしてもよいか。

岩井監事：議事録に残しておいて今後でよいと思う。

坂巻議長：一括の決議でよろしいか。

吉沼理事：定款と規則は議決数が違うので分けた方がよいのでは。

坂巻議長：定款変更反対の方は挙手をお願いします。

(反対意見なし)

会員及び会費に関する規程の変更について反対の方は挙手をお願いします。

(反対意見なし)

役員選任規則の変更について反対の方は挙手をお願いします。

(反対意見なし)

富岡副委員長：報酬規程についての説明が抜けていました。全国の正会員に書面決議を行ったが、議決できなかったので改めて提案したい。

坂巻議長：報酬規程を総会に諮ることについて反対の方は挙手をお願いします。

(反対意見なし)

岩井監事：他の規則にも「業務執行理事会」の名称が残っていると思うので、併せて修正することを覚えておいていただきたい。

仲間専務理事：各種規則の確認は今後行っていきます。また、内容の変更に伴わない軽微な変更は会長に一任でお願いしたい。

坂巻議長：定款や各種規則等の、内容の変更に伴わない軽微な変更は会長に一任することに反対の方は挙手をお願いします。

(反対意見なし)

#### 9. アスリート助成金の適切な運用のための規則について（資料9）

吉沼理事：「アスリート助成金の事務処理に関する手続き細則（案）」の18項目目が専務理事となっているが、個人ではなくすということだったが、ここが専務理事となっているがこれで良いのか？

仲間専務理事：椿原先生から案を頂いたとき、そのままなのでこれは間違いである。ここは「理事会」である。

6項目についても専務理事という文言があるが、強化委員会だと理事会に議案提出が出来ないので、椿原先生から専務理事という案が出てきた。そこに私が強化委員会担当理事を付け加えた。現行では、小山田さんと考えている。ここは、誰か窓口を作らないといけないがどうか？

小山田理事：単純に強化委員会で良いのでは。

仲間専務理事：強化委員会と記載するのが不可なので強化委員会が誰を通してなのかわからないので、誰かを入れた方が良いとのことだった。

小山田理事：事務手続き上スムーズに行くなら問題ない。

後藤理事：強化委員のLINEで協議したことを、担当理事が専務理事に伝えることで良いと思う。

仲間専務理事：専務理事は必要か？強化委員会担当理事が事務局に伝えることで良いと思うので、専務理事を削除して修正する。

岩井監事：椿原先生の中から見た時に、規則の名前が手続き細則になっているので、専務理事としたのではないかと思う。それなりに重要なのであれば、手続き規程とか、上位規程であることがわかる名前にした方が良いかと思う。名前を整理しておく方が良いと思う。

仲間専務理事：細則ではなく規程に変更して採決をお願いします。

坂巻議長：タイトルの「アスリート助成金の事務処理に関する手続細則」を「規程」と変更し、18の「専務理事」を「理事会」と変更すること、内容の変更に伴わない軽微な変更は会長に一任することに反対の方は挙手をお願いします。  
(反対意見なし)

10. 全国大会における不適切な行為を防止するガイドラインについて (資料10)

坂巻議長：この議案と内容の変更に伴わない軽微な変更は会長に一任することに反対の方は挙手をお願いします。  
(反対意見なし)

11. 会員登録業務のシステム化並びに選手登録規定の改定について (資料11)

【選手登録規程 新旧対照表案】

変更前	変更後	説明																
<p>第2条 選手登録料は次の通りとする。</p> <p>幼年 男女共 年1000円            高校生 男女共 年3000円            大学, 社会人の男子 年4000円            大学, 社会人の女子 年3000円</p>	<p>第2条 選手登録料並びに登録者の年齢の範囲は次表の通りとする。</p> <p>【接触競技者】</p> <table border="1"> <tr> <td>アンダージュニア(UJ)</td> <td>男女</td> <td>満6～15歳</td> <td>年2,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>男女</td> <td>満15～18歳 (定時制は19歳まで可とする)</td> <td>年3,000円</td> </tr> <tr> <td>大学, 社会人</td> <td>男女</td> <td>満18～40歳</td> <td>年4,000円</td> </tr> </table> <p>【非接触競技】</p> <table border="1"> <tr> <td>マスボクシング</td> <td>男女</td> <td>満6～65歳</td> <td>年2,000円</td> </tr> </table>	アンダージュニア(UJ)	男女	満6～15歳	年2,000円	高校生	男女	満15～18歳 (定時制は19歳まで可とする)	年3,000円	大学, 社会人	男女	満18～40歳	年4,000円	マスボクシング	男女	満6～65歳	年2,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状にあわせて名称と金額の修正をする。</li> <li>・登録年齢を明記する。</li> <li>・大学, 社会人の男女の金額をあわせる。</li> <li>・新カテゴリ(マスボクシング)の創設と区分</li> </ul>
アンダージュニア(UJ)	男女	満6～15歳	年2,000円															
高校生	男女	満15～18歳 (定時制は19歳まで可とする)	年3,000円															
大学, 社会人	男女	満18～40歳	年4,000円															
マスボクシング	男女	満6～65歳	年2,000円															
<p>第4条 選手登録は、登録申請用紙が日本連盟事務局に到達し、登録料の支払いが完了した時に効力を生じる。尚競技会主催者は、選手が選手手帳を携帯していない場合でも選手からの登録料支払いと登録申請手続きは終了していることが確認できる場合には主催者の判断により選手の競技への参加を認めることができる。</p>	<p>第4条 選手登録は、日本連盟が指定するフォームに申請し、日本連盟事務局が受理、登録料の支払いが完了した時に効力を生じる。尚競技会主催者は、選手が選手手帳を携帯していない場合でも選手からの登録料支払いと登録申請手続きは終了していることが確認できる場合には主催者の判断により選手の競技への参加を認めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状にあわせた修正をする。</li> </ul>																

豊田事務局長：登録に関してはかなりの事務量があるので、来年度からシステム化したい。これを進めてよいか議決をお願いしたい。

及川事務局次長：別添資料により説明。

豊田事務局長：効率化を図ることと、郵送費のコストを抑えられる等の効果が得られる。

及川事務局次長：各都道府県のホームページからの登録となる。ホームページを開設していない県は別途対応が必要であったり、不測の時間を要したりすることもある。  
選手登録規程の変更について、①現状に合わせて名称と金額の修正をする。②登録年齢を明記する。③大学、社会人の男女の金額を合わせる。④新カテゴリ(マスボクシング)の創設と区分を行う。

菊池理事：2,000円と聞いていた。普及員会ではUJの登録と同じで良いと進んでいる。理事会にはまだ諮っていない。

仲間専務理事：今回はマスボクシングの金額を除いたもので採決すればよい。

菊池理事：システムを利用すると金額が上がると言っていたと思うが？HPについては、議決ではなかったが、3県ほど支払いが出来てない県があったと思うが。その3県については、HPを設置することができないので、義務付けではなかったのでシステムを落とそうと言う話だったと思う。

従来方法も残すのか？そうしたら金額が変わってくるのか？

豊田事務局長：中国地方の3県が、交渉が成立していなかったということで、説明を受けたいと言っている。本件を含めて相談して来る。話が決裂したとしても、金額はそんなに変わらない。

後藤理事：選手手帳代は1,000円なのか？システム料の加算はないのか？

及川事務局次長：今のところ値上げは考えていない。

豊田事務局長：手帳については待つて欲しい。手帳は、まとめて安く作ってカバーでカテゴリ分をしようと思っている。再計算しないと金額はわからない。

仲間専務理事：選手手帳代が変更となれば、別途で議決すればよい。

中村理事：効率化を図るのはわかる。現行をやめて一気に変更とするのか？

豊田事務局長：私的には一気に変更としたいが、一年間の移行期間を設けても良い。皆さんの意見が良い。どちらにしても、金額に余り変わりはない。

佐藤秀理事：現行では、選手番号が毎年変わっているが、マイナンバーのように同じ番号が継続していくように対応できないのか？

各都道府県によって登録料が違うのだが、不満とか不信感が生まれることも考えられる。全国一律の料金を考えられないか？

豊田事務局長：登録番号は、おっしゃるとおり固定化を考えている。

全国が一律でないことを聞いたので、今回のスキームでは都道府県ごとに集めていただき、規定料金だけ日連に収めて頂くことを考えている。将来的に一律に決まるなら、ワンクッションがないので効率が良くなる。

坂巻議長：マスボクシングの登録料2,000円で良いか？

選手登録規定の改定変更について、反対はあるか？

吉沼理事：女子のシニア3,000円から4,000円に上がっていることも認識いただき採決を採っていただきたい。

坂巻議長：ホームページ未設置連盟への働きかけ及び移行期間を設けることも考慮して登録業務のシステム化を進めること、新カテゴリの非接触競技（マスボクシング）の登録料を2,000円とすること、選手登録規定の改定を行い現状にあわせた名称と金額にすることに対して反対の方は挙手をお願いします。

（反対意見なし）

## 12. JOCネクストシンボルアスリート推薦について（資料なし）

仲間専務理事：現行は篠原光さんですが、どなたか次年度推薦される方が居られますか？居られない場合は、篠原選手を継続するかの審議になります。

小山田理事：今年は試合がなかったが、ネクストシンボルがどこまで該当するのか？活躍が確実に期待される岡澤選手とか入江選手とかでも良いかとも思う。並木選手もまだ若いので良いかと思う。

及川次長：ネクストシンボルアスリートに選ばれてしまうと、他のスポンサーや援助してくれる人が付いた時に、肖像権の問題など活動が難しくなってしまうこともある。

内田会長：現状オリンピック選手は難しいということか。

仲間専務理事：スポンサーが付く確率が非常に高い選手、かつ、付いて欲しい選手は避けておいた方が良いと思う。スポンサーが付きにくい選手にした方が良いのでは。

小山田理事：水泳の、世界で活躍されている大橋選手もなっている。体操の橋本選手も高校生か今度大学生だが、トップレベルの選手で日本代表に食い込んでくるような選手なので、このレベルの選手で良いのかと思う。

仲間専務理事：事務局、執行部を含めて情報の収集が不十分なので、今回は情報のシェアだけさせて頂いて検討し審議することをお願いしたい。

内田会長：一週間ほど考えて、皆さんから推薦者を出すということではどうか？

井崎理事：そもそもシンボルアスリートが何のためにあるのかということだが、今までアスリートがお金を稼ぐことが悪だった時代に、シンボルアスリートを設定することによって、優先的に企業の露出をして貰えることから始まった。裏を返せば、シンボルアスリートになっている選手は、自力でスポンサーを集められないと認識

しても良いと思っている。北島康介のように著名な選手はシンボルアスリートを辞退している。羽生選手もそうだと思う。今のボクシング連盟で、自力でスポンサーを獲得できる選手はいないと思う。シンボルアスリートになると、オリンピックのパートナーであったりすることがメインになってくるので、そういうレベルのスポンサーを集めてくることに関しては、シンボルアスリートを活用した方が良いと思う。

豊田事務局長：シンボルアスリートは、限られた選手だけで、オリンピックスポンサーのCMに出て1,000万円から2,000万円貰う。ネクストシンボルアスリートは、高校生、大学生のこれからの選手が100万円程度を貰う。他のオリンピックスポンサーでないところから話しが来た時に受けられなくなるので、マネジメント会社が付いているところでは避けがちになる。自衛隊とかであれば大丈夫であると思う。

井崎理事：豊田さんの今の話だと、年齢制限があるということか。

豊田事務局長：上はないと思います。高校生以上で、何歳までというのはないと思うが、売れ出すと制限が多く掛かるので外れていくのが通常。

小山田理事：シンボルアスリートとネクストシンボルアスリートは違うので、認識しておく必要がある。

仲間専務理事：会長が言われたように、強化委員会中心におよそ一週間後に人選し、書面決議させていただくということをお願いしたい。

内田会長：皆さん推薦者を出してください。小山田さん、強化の方から推薦してください。

坂巻議長：強化委員会を中心に推薦選手を考えていただきおよそ一週間後に書面決議を行うことに反対の方は挙手をお願いします。

(反対意見なし)

#### 13. 東京オリンピックでのメダル獲得者への報奨金の設定について (資料13)

内田会長：他の競技団体はどれくらい出しているのか？

豊田事務局長：フェンシングは、協会からはお金がないので出さないが、会長の会社からスポンサーとして出した。レスリングは、内部からは出さず、スポンサーが出した。内部から出しているのは、あまり聞かなかった。

仲間専務理事：JOCの加盟団体からの報奨金には、所得税は掛からないことになっている。

内田会長：私の会社から出します。柴田賞の金額と同じものを出します。私の会社から日本連盟に寄付として出します。

坂巻議長：報奨金は金メダル100万円、銀メダル50万円、銅メダル30万円でJOCに報告し、報奨金については会長の会社から連盟に寄付をしていただくことに反対の方は挙手をお願いします。

(反対意見なし)

#### 14. 企業とのスポンサー契約に関する取り決め (資料14)

仲間専務理事：先日の理事会で現行に関しては廃止決定。新しい規程について、選手・企業・日本連盟の三者契約が望ましいだろう。アマチュア憲章に基づき、アマチュアで得た名声にて金銭を授受することは憲章に反する。日本連盟がボクシング競技をサポートするに相応しい企業かどうか調査し、認めたものに限る。反社会勢力との繋がりが無いことを調査する。これらの手間を行うことで日本連盟がお金を貰う根拠となる。

金額については、現行30%から10%にする。契約書については、顧問弁護士と執行部で協議して作成することで議決をお願いしたい。

佐藤義理事：今の契約書文面だと、選手に企業から100%、日連に企業から10%支払うことになっているが、企業側からは110%になる解釈で良いか？

仲間専務理事：選手にスポンサーとして出して頂ける金額の10%相当の金額を、委託料というか、調査料というか名目は弁護士と相談するが、その金額を支払う契約になる。

坂巻議長：① 契約に関しては、選手・日連・企業間での3者契約として契約を締結する。

② 契約を締結する企業に関しては、ボクシング競技をサポートするものとして

ふさわしい企業であるかどうかを日連が十分に調査した後、契約が許可される。特に反社会勢力（以下反社）との繋がりが無い企業であることの誓約書を同時に提出させ、意図せず反射からの不透明な金銭受領が発生しない様なシステムを構築する

- ③ 金銭の支払いは、企業→選手（契約金100%）、企業→日連（契約金金額の10%）と定める。
- ④ 契約書雛形に関しては、執行部が顧問弁護士と競技し作成する。
- ⑤ 選手に関して雇用者・被雇用者としての雇用契約締結を提示する企業に関して、上記調査のみを行い、企業→日連への支払い金額に関しては別途協議する。

以上の件について反対の方は挙手をお願いします。

（反対意見なし）

15. JOCから送付された文書の取り扱いについて（資料なし）

仲間専務理事：旧体制から新体制に引継ぎが混乱している中で、JOCからの書面が紛失している。関係書類の原本がなくなっているが、PDFは残っている。

今後、これらの改善命令等の書類は事務局で保存管理する。

坂巻議長：文章管理についてはPDFで保存すると同時に原本も場所を定めて事務局内で保存することに反対の方は挙手をお願いします。

（反対意見なし）

16. 海外遠征後の14日間の隔離措置中の練習について（資料なし）

岩尾医事委員長：第3回「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議」の運用で、帰国後、各競技団体の責任で厳守させる条件下で行うことになった。医事委員会の結論としては、「帰国後、無症状であり、定められた防疫検査の結果、陰性が確認された時点で、対人練習を含む全ての練習を再開させることが、選手のコンディション・能力維持のため必要不可欠である」と判断し、国に定められた帰国後活動計画書・チェックリストを提出の上、「対人練習を含む、通常練習の再開が可能である」と判断したので報告します。高校選抜の開催に当たり、ガイドラインも作っていく。

坂巻議長：海外遠征後の14日間の隔離措置中の練習について反対の方は挙手をお願いします。

（反対意見なし）

17. 各委員会の業務仕様書について（資料なし）

仲間専務理事：次回理事会にしたい。

18. 各委員会の英語表記について（資料18）

仲間専務理事：別紙のとおり、各委員長LINEに情報共有する。

坂巻議長：各委員会の英語表記について反対の方は挙手をお願いします。

（反対意見なし）

19. 臨時総会の日程について（資料なし）

仲間専務理事：令和2年11月末に公益法人認定を申請したいので、11月中旬までに総会を開きたい。11月15日13時で議決を取りたい。

坂巻議長：11月15日（日）13:00を第一候補として臨時総会を招集し、会場・方法は検討して連絡をすることに反対の方は挙手をお願いします。

（反対意見なし）

以上